

## なかのしま



平成6年

2

No.246

ここがボクらの  
国立だ！

2/16(水)から確定申告 ..... P. 2～P. 5

交通災害共済に加入しましょう ..... P. 6～P. 7

平成5年度海外研修助成事業体験レポート～第1弾～ P. 8

休日在宅の  
当番医の  
お知らせ



月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
2/11	田崎医院 (☎62-1122)	石川医院 (☎66-2140)
2/13	富田医院 (☎66-2226)	佐々木医院 (☎62-2357)
2/20	星野医院(見附) (☎62-0998)	見附南医院 (☎63-4477)
2/27	山喜医院 (☎62-0646)	金井医院 (☎62-0116)
3/6	見附市立病院 (☎62-2800)	見附市立病院 (☎62-2800)
3/13	星野医院(今町) (☎66-2103)	寺師医院 (☎62-0137)
3/20	杏仁堂医院 (☎62-0123)	石川医院 (☎66-2140)
3/21	霜鳥医院 (☎62-0579)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/27	小林医院 (☎62-0562)	見附南医院 (☎63-4477)
4/3	見附市立病院 (☎62-2800)	見附市立病院 (☎62-2800)
4/10	堀医院 (☎66-2133)	金井医院 (☎62-0116)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時  
から午後5時までです。

## 人口の動き

1月末日現在・(前月比)・[前年比]

人口	12,738人	(+ 9)	[+ 94]
男	6,228人	(+ 6)	[+ 51]
女	6,510人	(+ 3)	[+ 43]
世帯数	2,775戸	(+ 2)	[+ 51]



## 今月の納税

- ・固定資産税(第4期)
- ・国民健康保険税(第10期)
- ・国民年金(第11期)
- たばこは地元で買いましょう—

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署  
☎0258(72)2572

暖冬と言われながら、何年ぶりのまとまつた雪となつた今年の冬、「もう少し振り続いたら、雪降ろし?」といふ感じです。新潟市では除雪もままならず、交通機関は大混乱だつたと聞きます。まさにこの降雪は、「油断大敵」ということなのでしょう。私自信も油断していたため、今度は気をつけねばと実感させられております。

さて、そんなことも関係なく元気なのが子どもたちです。今月号の表紙のとおり、グラウンドでの「雪上サッカー」撮影を行った日は、青空の広がる穏やかな日ではあります。にも関わらず、給食が終わるとサッカーボールを片手に体操着一枚で飛び出してきました。ボールを蹴りながら、「転がる。転がる」と言って雪の上を走ったり、転んだりと元気いっぱいです。また、つき山でも登ったり滑ったりしている子どもたちで満員でした。子どもたちにとって雪は、大事な遊びのアイテムなんだつくづく感じました。

編

集

後

記

# 確定申告は

正しいくお早めに

二月一六日（水）から所得税、住民税（町・県民税）、事業税などの申告の受付が始まります。

昨年一年間の所得と税額を正しく申告するために、納税相談などをご利用ください。そして、正しい知識と記入法を知り、三月一五日（火）の納期限までに申告をしてください。

**確定申告が必要な場合**

るとき

②サラリーマンで、給与の年収  
が一、五〇〇万円を超えると

③事業（農業・商工業）などを営んでいる、不動産収入がある、土地や家屋を売却したなど平成五年中の所得金額の合計が基礎控除、配偶者控除を超えるとき ◇ ◇ ◇ 内職や日雇い、年金を受給し



## 昨年の納税相談

\*上記の納税相談日以外でも、2月24日㈭～3月15日㈰まで町農村環境改善センターにおいて納税相談を行っています。

\*農業所得を除く営業及びその他の事業所得の方は、できるだけ2月24日・25日においてください。

（三）在本办法施行前，已经完成登记的，由登记机关核发《统一社会信用代码证书》。

②退職年金共済、退職年金契約に基づいて支払われる年金  
される年金

サラリーマンでも所得税が戻るとき

サラリーマンでも確定申告をして、次の控除を受ければ源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

なお、この際には給与所得や退職所得以外の所得が二〇万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。

- ①医師や歯科医師に支払った診察代、治療代
- ②治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院や診療所、助産所などへの入院や通院のための交通費
- ④マッサージ師、指圧師、はり師、灸師、柔道整復師による治療代
- ⑤保健婦、看護婦、准看護婦などに支払った療養上の世話の費用

**雪降ろしの費用や、地震・火災・風水害などの災害、盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合の控除です。これらについてやむを得ない支出をしたとき、控除が受けられます。**

ても、住民税の申告は必要です。なお、納期限までに申告しなかつたり、間違つて申告したりすると、不足分の税金だけではなく加算税や延滞税を納めなければなりませんので、注意しましょう。

## 白色申告者も 収支内訳書が必要

上記の①の場合、確定申告書を提出するときに収支内訳書と一緒に提出しなければなりません（青色申告者を除く）。その内訳書には、その年の総収入や必要経費の内容を記載してください。なお、平成三年分の事業所得などの合計額が三〇〇万円を超えると、記帳をしなければなりません。また、これ以外でも記帳をしているときは、収支内訳書と一緒に提出してください。

## 納税相談の ご 利 用 を

**申告期間  
2/16(水)  
～3/15(火)**

その年中に 支払った 医療費	—	保険などで 補てんされる額	=	A
A	—	10万円または 所得の5% (どちらか少ない額)	= 医療費控除額 (最高200万円)	
※4	医療費控除	※3 差引損失額	—	所得金額の $\frac{1}{10}$
○	差引損失額のうち災害関連支出の金額	—	5万円	※①差引損失額…損害金額-保険金などによって補てんされる金額 ②災害関連支出…災害により壊れた住宅、家財を片づ

\* 医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額はその人の所得の大きさにより異なります。

その年に 年金の支払開始日以降そ 受ける年 + の年において分配される 金額 剰余金・割戻金		※2 私 的 年 金	受給者の年齢	その年の公的年金等の 収入金額の合計額 (A)		公的年金等控除額	
65歳 以上の人	820万円未満	260万円未満	140万円				
65歳 以上の人	820万円未満	260万円以上460万円未満	(A) × 25% + 75万円	460万円以上820万円未満	(A) × 15% + 121万円	820万円以上	(A) × 5% + 203万円
65歳 未満の人	770万円未満	130万円未満	70万円	130万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	130万円未満	70万円	130万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢で異なり、左の表のとおりになっています。

(7) 入院時の部屋代・食事代の費用、医療用器具の購入代・賃借料で通常必要なもの

(8) 六ヶ月以上寝たきりで、医師がおむつの使用が必要だと認めた人のおむつ代

いずれの場合も、支払額を証明する領収書などの添付や提示が必要です。なお、おむつ代には、「おむつ使用証明書」も必要になります。

医師が発行する「おむつ使用証明書」も必要になります。

医療費は、平成五年中に支払ったものが控除の対象となります。ですから、未払いの医療費は、控除の対象にはなりません。

国や地方公共団体などに寄付金を支払ったとき控除されます。

【住民税】  
寄付金控除の対象の範囲に新たに都道府県や市町村に対する寄付金についても、追加して認められます。

【所得税】  
年を跨ぐ贈与による贈与税の控除は、贈与税の控除を受けた年の年末調整時に控除される。

【住宅取得等特別控除】  
自分で住むために住宅を新築したり、購入したりしたとき、六年間、受けられる特別な控除

\*5 たとえば、年を跨ぐ贈与による贈与税の控除は、贈与税の控除を受けた年の年末調整時に控除される。

【寄付金控除】  
年を跨ぐ贈与による贈与税の控除は、贈与税の控除を受けた年の年末調整時に控除される。

【所得税】  
年を跨ぐ贈与による贈与税の控除は、贈与税の控除を受けた年の年末調整時に控除される。

【住宅取得等特別控除】  
自分で住むために住宅を新築したり、購入したりしたとき、六年間、受けられる特別な控除



## 所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
配偶者控除	基礎控除	350,000円	310,000円	
	一般の控除対象配偶者	350,000円	310,000円	
	老人控除対象配偶者	450,000円	360,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	650,000円	520,000円	
配偶者特別控除	一般の控除対象配偶者	750,000円	570,000円	
	老人控除対象配偶者	最高350,000円	最高310,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	350,000円	310,000円	
	特定扶養親族	500,000円	360,000円	
	老人扶養族	同居老親等以外の者	450,000円	360,000円
	同居老親等	550,000円	430,000円	
	一般の扶養親族	650,000円	520,000円	
	特定扶養親族	800,000円	570,000円	
	同居老親等以外の老人扶養親族	750,000円	570,000円	
	同居老親等	850,000円	640,000円	
障害者控除	一般的障害者	270,000円	260,000円	
	特別障害者	350,000円	280,000円	
老年者控除	老年者控除	500,000円	480,000円	
寡婦控除	一般的寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除	寡夫控除	270,000円	260,000円	
勤労学生控除	勤労学生控除	270,000円	260,000円	
生命保険料控除	最高50,000円	最高35,000円		
個人年金保険料控除	最高50,000円	最高35,000円		
損害保険料控除	最高15,000円	最高10,000円		
白色専従者控除	最高 〔配偶者 800,000円 その他 470,000円〕	最高 〔配偶者 800,000円 その他 470,000円〕		
障害者等の非課税限度額		1,250,000円		

\* 老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは70歳以上（大正13年1月1日以前生まれ）の人です。

\* 特定扶養親族とは扶養親族のうち16歳以上23歳未満（昭和46年1月2日～昭和53年1月1日までの生まれ）の人です。

\* 特定の寡婦とは、寡婦のうち扶養親族のある子を有していて、しかも合計所得金額が500万円以下である人です。

\* 老年者控除は申告者が65歳以上（昭和4年1月1日以前生まれ）の人で所得金額が1,000万円以下のとき該当します。

## 確定申告のときに必要な書類

- 生命保険料控除
- ・支払った保険料の証明書（年間九,〇〇〇円を超えたとき）
- 個人年金保険料控除・損害保険料控除
- ・支払った保険料の証明書

○給与所得のある人

○勤務先の源泉徴収票など

○年金収入のある人

○公的年金等の源泉徴収票など

○支払った保険料の証明書（年間九,〇〇〇円を超えたとき）

○個人年金保険料控除・損害保険料控除

## 確定申告をするとき、申告書に添付しなければならない書類

- 登記簿謄本（抄）本、請負契約書、売買契約書など
- 住宅ローンなどの年末残高等証明書
- 住宅ローンなどの債務を引き継いだ場合、その契約書の写し

○建築確認通知書の写しか、建築士が交付した増改築等工事証明書

○小規模企業共済等掛金控除・支払った掛け金の証明書

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

## 所得税の振替納税制度

- 所得税の納付方法に振替納税制度があります。
- この制度を利用すると、銀行などの預貯金口座から直接振り替えられて納税されます。このため、手数が省け、うつかり納期限を忘れてしまつこともなくなります。

○新たにこの制度を希望するときは、税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

○所得税の還付金の受け取り方に口座振込制度があります。これを利用すると、還付金が直接銀行などの預貯金口座に振り込まれます。

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

○新築家屋等を居住の用に供した年及びその翌年

## 住宅取得等特別控除

- 生命保険料控除
- ・支払った保険料の証明書（年間九,〇〇〇円を超えたとき）
- 個人年金保険料控除・損害保険料控除
- ・支払った保険料の証明書

○給与所得のある人

○勤務先の源泉徴収票など

○年金収入のある人

○公的年金等の源泉徴収票など

○支払った保険料の証明書（年間九,〇〇〇円を超えたとき）

○個人年金保険料控除・損害保険料控除

○個人年金保険料控除・損害保険料控除

○個人年金保険料控除・損害保険料控除

○個人年金保険料控除・損害保険料控除

○個人年金保険料控除・損害保険料控除







